

ロゴマーク使用に関するガイドライン

一般社団法人粉体工学会

1. 目的

このガイドラインは、一般社団法人粉体工学会（以下「本会」という）のロゴタイプおよびシンボルマーク（以下、合わせて「ロゴマーク」という）の使用について必要な事項を定めるものである。

2. 本会の名称表記におけるロゴタイプについて

- 1) 本会の和文ロゴタイプ（商標登録第6160109号）による名称表記を以下のように定める。

一般社団法人粉体工学会 (MS ゴシック)

一般社団法人 粉体工学会 (MS ゴシック、法人と粉体の間に半角スペース)

- 2) 本会の英文ロゴタイプによる名称表記を次のように定める。

The Society of Powder Technology, Japan (Century)

The Society of Powder Technology, Japan (Arial)

- 3) 和文ロゴタイプおよび英文ロゴタイプを合わせて、ロゴタイプと呼ぶ。
- 4) 上記の表記およびフォントを基本とし、スタイルは、標準・太字のいずれでも使用できるものとする。サイズおよび色調は指定しない。
- 5) 文章中では、それぞれ指定のフォントおよびスタイルに従うものとする。

3. シンボルマークについて

- 1) 本会のシンボルマーク（商標登録第6160108号）を次に示す。



- 2) サイズは指定しない。色調については指定しない。
- 3) 縦横比の変更や変形等、形状変更は認めない。

4. 使用者の資格

本会のロゴマークを使用できる者を以下に示す。

- 1) 本会の個人会員、名誉会員、維持会員、事業所会員、賛助会員、図書館会員
- 2) 本会が共催、協賛、後援または支援する団体、その他会長が使用を許可した者

5. 使用範囲

本会のロゴマークの使用の範囲を以下に示す。

- 1) 本会が主催、共催、協賛、後援または支援する研究発表会、学術講演会、講習会、見学会などのポスター、要旨集、発表資料、ウェブサイトその他関連する印刷物、公開物および非営利の商品に使用するもの
- 2) 本会が刊行する学会誌および学術図書に使用するもの

- 3) 本会の個人会員、名誉会員、維持会員、事業所会員、賛助会員、図書館会員が、自己の責任において作成または管理する印刷物、スライド、電子ファイル、ウェブサイト等において本会の名称、本会ウェブサイトへのリンク、本会への謝辞等を掲載するもの
- 4) その他、会長が適当と認めたもの

6. 使用方法

本会のロゴマークの使用方法を以下に示す。

- 1) シンボルマークおよびロゴタイプは、それぞれ単独あるいは組み合わせて用いるものとする。
- 2) シンボルマークとロゴタイプを組み合わせて用いる場合、ロゴタイプをシンボルマークの右側、下側および周囲に円状に配置するものを基本とする。
- 3) シンボルマーク、ロゴタイプとともに、斜めに配置することを認めない。

7. 遵守事項

ロゴマークは本会を象徴するものであり、その使用に当たって、本会の尊厳および品位を損ねることがあってはならない。

(附則)

このガイドラインは、理事会の承認を得て、平成30年1月4日から発効する。

(付記)

平成30年9月1日制定（理事会承認）

令和元年12月7日 改定（理事会承認）